

COP12, COP/MOP2 アジェンダ要約

2006年10月
地球環境対策部
渡邊 政明

1. 開催概要

- 日程 11月6日(月)～11月17日(金)
- 開催地 ケニア・ナイロビ
- 会議場 The United Nations Office at Nairobi Headquarters
- 議長 COP12 議長 : Kivutha Kibwana 環境自然資源省大臣 (ケニア)
COP/MOP2 議長 : Kivutha Kibwana 環境自然資源省大臣 (ケニア)

➤ 会議スケジュール

11月6日 (月)	11月7日 (火)	11月8日 (水)	11月9日 (木)	11月10日 (金)	11月11日 (土)
歓迎式典 COP COP/MOP SBSTA SBI AWG	SBSTA SBI AWG	SBI AWG Informal Groups	COP/MOP Informal Groups	COP/MOP Informal Groups	Informal Groups
5月12日 (日)	11月13日 (月)	11月14日 (火)	11月15日 (水)	11月16日 (木)	11月17日 (金)
	Informal Groups	SBSTA SBI AWG	COP COP/MOP Dialogue	COP COP/MOP Dialogue	COP COP/MOP

※AWG・・・Ad Hoc Working Group on Further Commitments for Annex I Parties under the Kyoto Protocol

(京都議定書における附属書I国の更なる削減約束に関する作業部会)

※Dialogue・・・Dialogue on long-term cooperative action to address climate change by enhancing implementation of the Convention

(気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話)

※CDM 理事会第27回会合は10月29日(日)～11月1日(水)開催。

※会合暫定スケジュール参照先

http://unfccc.int/files/meetings/cop_12/agendas/application/pdf/cop12_overview_schedule0920.pdf

2. 気候変動枠組条約及び京都議定書の批准状況

- 気候変動枠組条約批准国 ⇒189ヶ国およびEC

http://unfccc.int/parties_and_observers/parties/items/2352.php

- 京都議定書の批准状況 ⇒2006年9月28日現在166ヶ国 (ECを含む)

http://unfccc.int/files/essential_background/kyoto_protocol/status_of_ratification/application/pdf/kp_stats.pdf

3. スケジュール詳細

	COP	COP/MOP	SBSTA	SBI	AWG	Dialogue	Side Event
6日(月)	・Item 1, 2(a)-(f), 7	・Item 1, 2(a)-(C)	・Item 1, 2, 3, 4, 5	・Item 1, 2, 3, 4, 14, 16	・Item 1, 2		○
7日(火)			・Item 6, 9, 7, 8, 10, 11, 12	・Item 5, 7, 8, 10, 15	・会期内ワークショップ		・CDM 理事会、JI 監督委員会Q&A
8日(水)				・Item 3, 6, 9, 11, 12, 13, 14, 16	・Item 3, 4		○
9日(木)	・Item 5	・Item 5, 6, 7, 11, 17					○
10日(金)		・予備日					○
11日(土)							○
13日(月)							○
14日(火)			・閉会	・閉会	・閉会		○
15日(水)	・閣僚級会合 ・各国政府声明	・閣僚級会合 ・各国政府声明				○	
16日(木)	・閣僚級会合 ・各国政府声明	・閣僚級会合 ・各国政府声明				○	
17日(金)	・閣僚級会合 ・政府間組織、非政府組織声明 ・Item 4 ・閉会	・閣僚級会合 ・政府間組織、非政府組織声明 ・Item 4 ・閉会					

※Item・・・暫定議定書の議題項目

4. 暫定議定書の議題項目

COP

1. 会合の開会
2. 組織上の問題:
 - (a) 締約国会議第12回会合議長の選出
 - (b) 手続き規則の採択
 - (c) 議題書の採択
 - (d) 議長以外の役員の選出
 - (e) オブザーバー組織の出席許可
 - (f) 補助機関会合を含める会合の作業構成
 - (g) 締約国会議第13回会合の日付と場所、および条約機関による会合の予定
 - (h) 信任状に関する報告書の採択
3. 補助機関の報告、および同機関より送致された決定書ならびに結論書
 - (a) 科学・技術上の助言に関する補助機関の報告
 - (b) 実施に関する補助機関の報告
4. 条約の実施を促進し、気候変動に対応するための長期的協力のための行動に関する対話について、共同進行役の報告
5. 条約の他の条項および約束の実施に関するレビュー
 - (a) 条約の資金供与メカニズム
 - (b) 国別報告書
 - (i) 条約の附属書 I 国による国別報告書
 - (ii) 条約の非附属書 I 国による国別報告書
 - (c) 技術の開発と移転
 - (d) 条約の下でのキャパシティビルディング
 - (e) 条約の4条8項および9項の実施
 - (i) 適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画の実施(決定書1/CP.10)
 - (ii) 後発発展途上国に関する問題
 - (f) 補助機関から締約国会議に送致されたその他の問題
6. 条約 4 条 2(a)項および(b)項の適切性の第二回レビュー
7. カザフスタンの基本年に関する情報
8. 管理、資金、組織上の問題
 - (a) 2004–2005の2年度に関する監査後の財務報告書
 - (b) 2006–2007の2年度に関する予算実績
 - (c) 事務局の機能および運営に関する継続的レビュー
9. 閣僚級会合
10. オブザーバー組織のステートメント
11. その他の問題
12. 会合の結論
 - (a) 締約国会議第12回会合の報告書採択
 - (b) 会合の閉会

COP/MOP

1. 会合の開会
2. 組織上の問題:
 - (a) 議題書の採択
 - (b) 交代役員の選出
 - (c) 補助機関会合を含める会合の作業構成
 - (d) 信任状に関する報告書の承認
3. 補助機関の報告、および下記の機関より送られた決定書ならびに結論書
 - (a) 科学・技術上の助言に関する補助機関の報告
 - (b) 実施に関する補助機関の報告
4. 附属書I締約国による京都議定書の下での追加約束に関するアドホック・ワーキンググループの報告
5. クリーン開発メカニズム(CDM)に関する問題
6. 共同実施監督委員会の報告
7. 遵守委員会の報告
8. 遵守に関する手順やメカニズムに関する京都議定書の改定
9. 京都議定書の下での国際取引ログ管理者による報告
10. 条約附属書I国の国別報告書。京都議定書3条2項に基づく進展を実証する報告書のまとめ
11. 京都議定書9条に則った、京都議定書のレビュー
12. 京都議定書に基づく能力向上（キャパシティ・ビルディング）
13. 適応基金
14. 京都議定書3条14項に関する問題
15. 京都議定書2条3項に関する問題
16. 京都議定書附属書Bの改正に関するベラルーシの提案
17. 自主的な約束の承認について、適切な手順を策定するとのロシア連邦からの提案に関する協議についての議長報告
18. 管理、資金、組織上の問題
 - (a) 2004–2005の2年度に関する監査後の財務報告書
 - (b) 2006–2007の2年度に関する予算実績
 - (c) 京都議定書の下で設立された構成機関に務める個人の特権と免責
19. その他、補助機関から、京都議定書の締約国の会合の役割を果たす締約国会議に委ねられた問題
20. 閣僚級会合
21. オブザーバー組織のステートメント
22. その他の問題
23. 会合の結論
 - (a) 京都議定書の締約国の会合の役割を果たす締約国会議第2回会合の報告書採択
 - (b) 会合の閉会

SBSTA

1. 開会
2. 組織事項:
 - (a) 議題採択
 - (b) 会議作業組織
 - (c) 議長以外の担当役員（officers）選出
 - (d) 担当役員交代にあたっての選出
3. 気候変動に対する影響・脆弱性・適応に関する5カ年作業計画
4. 技術の開発・移転
5. 途上国の森林伐採による排出量の抑制
6. 研究および系統的観測
7. UNFCCCに基づく手法問題:
 - (a) 国際航空・海上輸送用燃料からの排出量
 - (b) 温室効果ガスインベントリに係わる諸問題
8. 京都議定書に基づく手法問題:
 - (a) HFC-23破壊によるCERs獲得を目的とした新規HCFC-22生産施設建設の影響
 - (b) 温室効果ガス・インベントリ（GHGインベントリ）に係わる諸問題
9. 京都議定書 2条3項に係わる諸問題
10. 国際機関との連携
 - (a) 小島嶼開発国（SIDs）の持続可能な開発のための行動計画実施の国際再検討会議
 - (b) その他
11. 進捗報告書
12. その他
13. 本会合の報告

SBI

1. 会合の開会
2. 組織上の問題:
 - (a) 議題書の採択
 - (b) 会合の作業構成
 - (c) 議長以外の役員の選出
 - (d) 交代役員の選出
3. 条約附属書 I 国からの国別報告書
 - (a) 京都議定書3条2項に基づく、進展の実証に関する報告書のまとめ
 - (b) 1990-2004年における条約附属書 I 国からの国家温室効果ガス インベントリ・データ報告書
4. 条約非附属書 I 国からの国別報告書
 - (a) 条約非附属書 I 国からの国別報告書に関する専門家諮問グループの作業
 - (b) 資金援助および技術援助の提供
5. 資金メカニズム (条約)
 - (a) 特別気候変動基金;
 - (b) 資金メカニズムの第三回レビュー
 - (c) 地球環境ファシリティーから締約国会議への報告
 - (d) 地球環境ファシリティーへの追加ガイダンス
6. 資金メカニズム (京都議定書) : 適応基金
7. 条約6条
8. 条約4条8項および9項の実施
 - (a) 決定書1/CP.10の実施における進展
 - (b) 後発発展途上国に関する問題.
9. 京都議定書3条14項に係る問題
10. 条約の下での能力向上 (キャパシティビルディング)
11. 京都議定書の下での能力向上 (キャパシティビルディング)
12. 遵守の手順およびメカニズムに関する京都議定書の改定
13. 京都議定書の下での国際取引ログ管理者の報告
14. 管理、資金、組織上の問題
 - (a) 2004-2005年の2年間の監査済み収支報告書
 - (b) 2006-2007年の2年間の予算実績
 - (c) 事務局の機能および運営の継続レビュー
 - (d) P京都議定書の下で設立された構成機関に務める個人の特典と免責
15. その他の事項
 - (a) クロアチアの基本年での排出水準
 - (b) その他の事項
16. 会合の報告

AWG

1. 開会
2. 組織事項
 - (a) 議長選出
 - (b) 議題採択
 - (c) 会合の作業組織
 - (d) 議長以外の委員選出
3. 附属書I国のさらなる約束とその期間
4. 今後の作業計画
5. その他の問題
6. 会合報告書

Dialogue

第2回ワークショップ（2006年11月15－16日）：

- 開発目標の持続可能な前進
- 市場機会ポテンシャルの最大活用の実現

	トピック	インプット
第二回ワークショップ	<p>テーマ分野：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な方法で開発目標を推進 ● 市場機会ポテンシャルの最大活用の実現 <p>具体的な取組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 締約国による実効性があり適切な国内のおよび国際的な気候変動対策の整備継続を可能にする ○ 持続可能な開発と関連して、さらなる気候変動の取組みのためのイネーブリング環境の支援・提供 ○ 市場機会ポテンシャルを最大限に獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 締約国の発表を要請 ● 気候変動の経済学に関する Stern Review ● 企業の視点

5. 主要トピック

5-1 COP12 および COP/MOP2 の主な流れ

- COP12 および COP/MOP2 の開会を記念する歓迎式典が 2006 年 11 月 6 日 (月) に開催される。この歓迎式典の後、COP11 の議長国であるカナダの環境大臣 Ambrose が COP12 の開会を宣言する。COP12 の開会会合では議題項目の 1 と 2 の一部を取り上げる (ケニアの環境自然資源省大臣 Kivutha Kibwana 氏の COP12 議長への選出、作業構成および議題所の採択など)。COP は、適切と思われる場合には議題項目を補助機関に委ねる。
- その後、COP/MOP2 が開かれ、議題項目の 1 および 2 の一部の手続きに係る問題を取り上げる。COP/MOP は議題項目を補助機関に委ねることがある。11 月 9 日 (木) にプレナリー会合を開く。
- SBSTA25 および SBI25 は 11 月 6 日 (月) に開会し、11 月 14 日 (火) に会合を終了する。両補助機関は、可能な限り多くの問題について最終結論を出し、その成果を COP または COP/MOP に送致する。
- AWG も 11 月 6 日 (月) に開会され、11 月 7 日 (火) には会期内ワークショップを開催する。11 月 8 日 (水) には、プレナリー会合を開き、会期内ワークショップの成果を検討し、コンタクトグループを設置する。11 月 14 日 (火) に閉会する。
- Dialogue 第 2 回ワークショップは 11 月 15 日と 16 日に開催される。
- COP および COP/MOP の合同会議は 11 月 15 日 (水) ~17 日 (金) に行われる。閣僚級会合は、各国の閣僚および代表が出席するもので、11 月 15 日と 16 日にかけて、各国の声明を発表する。COP および COP/MOP の合同会議は 11 月 17 日 (金) 開催され、政府間組織および非政府組織の声明が発表される。
- COP および COP/MOP の個別会合は 11 月 17 日に開かれ、本会合で得られた決定書および結論書が採択される。
- 期間中、条約事務局、各国政府代表団、国際機関、専門機関、NGO などが主催するサイドイベントが多数開催される。サイドイベントスケジュールについては下記参照。

http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html

5-2 COP 関連

Item 2(g)・・・COP13 の日程と場所、および条約関連機関の会合予定

- (背景) COP12 においては、COP/MOP3 があわせて開催される COP13 の日程と場所について決定することが求められる (期間は 2007 年 12 月 3 日~14 日)。SB24 において、締約国に対し COP13 および COP/MOP3 の開催を申し出るよう求めている。申し出がなかった場合にはドイツのボンで開催される。COP13 の議長は、地域グループ間での輪番にならうとアジアグループとなる。また、SBI24 において、2011 年の会合期間を 6 月 6 日~17 日、および 11 月 28 日~12 月 9 日とすることも提案した。
- COP は議長に対し、COP13 および COP/MOP13 の日程と場所の問題に関して協議を行うよう求める可能性がある。また、COP は 2011 年の会合について、SBI の提案する 6 月 6 日~17 日および、11 月 28 日~12 月 9 日の採用を求める可能性がある。

Item 4・・・条約の実施強化により気候変動に対応するための長期的協力の行動に関する対話に

おける、共同進行役の報告書

- 特に以下の分野において、決定書 1/CP.11 に則り、気候変動に対応するための長期的協力の行動に向け、経験を共有し、戦略的手法を分析するべく対話を行うことを決議する可能性がある。
 - (a) 持続可能な形での開発目標に向けた進展
 - (b) 適応に関する行動についての議論
 - (c) 技術のもつ全ての可能性の実現
 - (d) 市場ベースの機会のもつ全ての可能性の実現
- この議題項目を 11 月 17 日（金）に取り上げ、本対話の共同進行役から両ワークショップに関する口頭での報告を発表する。

Item 5・・・条約の約束および他の条項の実施に関する調査

- 以下の議題項目を検討し、COP12で採択されるべき決定書草案または結論書を提案するよう、SBSTA および SBI に委託することが求められる。
 - ・ 附属書 I 国からの国別報告書 (b)-(i)
 - ・ 非附属書 I 国からの国別報告書 (b)-(ii)
 - ・ 技術開発と技術移転 (c)
 - ・ 条約の下でのキャパシティビルディング (d)
 - ・ 適応策と対応措置に関するブエノスアイレス作業計画の実施 (e)-(i)
 - ・ 後発発展途上国に関する問題 (e)-(ii)
 - ・ その他、補助機関から COP に委ねられた問題
- SBSTA または SBI が 25 回会合において COP に送致した条約に関係する決定書または結論書の草案を採択するよう求められる。

Item 6・・・条約の第 4 条 2(a)項および(b)項の適切性に関する第 2 回レビュー

- 条約第 4 条 2(d)項は、同条 2(a)項および(b)項の適切性に関する第 2 回レビューを 1998 年 12 月 31 日より遅くない時期に取り上げるべきと規定している。本会合で本問題の結論を出すべく、非公式協議を行うよう議長に求めたいと希望する可能性がある。

5-3 COP/MOP 関連

Item 4・・・京都議定書における附属書 I 国の更なる削減約束に関する作業部会の報告

- AWG2 は 2006 年 11 月 6 日から 14 日に開催される。
- COP/MOP は 2006 年 5 月に開催された AWG1 の報告、および AWG 議長による AWG2 に関する口頭での報告に留意するよう求められる。

Item 5・・・CDM に関する問題

- (背景) CDM 理事会は CDM の方法および手順に関する規定(附属書 2-5 項)に則り、COP/MOP の各会合においてその活動報告を行う。COP/MOP は CDM に関するその権限を行使し、年次報告を検討し、指針を提供し、適切な場合には決定も行う。第 2 回報告書では、CDM 実施進展状況に関する情報を提供する。その実施進展状況には、CDM プロジェクト活動の追加分の

登録、認証排出削減量の発行、CDM登録簿の運用、新しい運営組織の新任と暫定的な任命、ベースラインやモニタリングに関する新しい方法論の承認といった方法論のまとめを含む。理事会の議長はCOP/MOP2において、口頭での報告を行う予定であり、この中でCDMの第5年度での課題と実績および今後の課題に焦点を当てる。事務局はCOP/MOP1での要請により、二酸化炭素の回収と貯留をCDMプロジェクト活動とするかどうか、プロジェクトの境界、リーケージ、永続性に関する問題を校了した上で検討するワークショップをSBSTA24の時期とあわせて企画した。

- COP/MOPはCDM理事会の報告および二酸化炭素回収・貯留をCDMプロジェクト活動とみなすかどうかに関するワークショップの報告書に留意するよう求められる。COP/MOPはコンタクトグループを設立し、コンタクトグループが提起したCOP/MOP2で採択されるべき決定書草案または結論書を検討する。

Item 6・・・共同実施監督委員会の報告書

- (背景) COP/MOPはその決定書10/CMP.1に則り、共同実施監督委員会(JISC)を設立した。JISCはJIガイドラインの規定に則り、COP/MOPの各会合においてその活動に関する報告を行う。COP/MOPは共同実施に関するその権限を行使し、年次報告書を検討し、ガイダンスを提供し、適切な場合には決定を行う。JISCの2006年報告書は、COP/MOPに提示される最初の年次報告書であり、JISCが設置した検証手続きの運用開始に向けた進展状況に関する情報を提供する。JISC議長はCOP/MOP2で口頭での報告を行い、その中でJISC設立以降の課題と実績に焦点を当てるとともに将来の課題も強調する。
- COP/MOPはJISCの報告書に留意するよう求められる。COP/MOPはこの項目についてコンタクトグループを設立し、COP/MOP2で採択されるべき決定書草案および結論書を検討する。

Item 7・・・遵守委員会の報告書

- COP/MOPは遵守委員会の報告書を検討し、本報告書の附属書に示す手順規則を採択するよう求められる。また、COP/MOPは締約国に対し、遵守委員会の作業を支援するため、2006-2007年での補足活動用にUNFCCC信託基金からの資金供与を求める可能性がある。
- また、COP/MOPは促進部(facilitative branch)の2つの空席を埋めるべく、東欧地域から1名、小島嶼後発途上国から1名を指名し、選出のための協議を行うよう、議長に求める可能性がある。

Item 11・・・京都議定書9条に基づく、同議定書のレビュー

- (背景) 京都議定書9条1項は、COP/MOPが本議定書を定期的にレビューするべきであると規定している。COP/MOPはこれらのレビューに基づき、適切な行動を取るものとする。また、9条2項では、第1回のレビューはCOP/MOP2で行うべきと規定しており、その後のレビューは定期的また時機を得て行うべきとしている。
- COP/MOPは本項目をプレナリーでの議論の中で取り上げ、9条を実施するための適切な行動を決定するよう求められる。

Item 16・・・京都議定書附属書Bを改正するとのベラルーシの提案

- COP/MOPは本項目を、SBIでの検討とCOP/MOP2で採択されるべき決定書草案または結論

書の提案に委ねる。

Item 17・・・自主的な約束承認の適切な手続き策定というロシア連邦の提案に関する協議についての議長報告

- (背景) COP/MOP1 での京都議定書 3 条 9 項に関する AWG での議論で、ロシア連邦は希望する国の自主的な約束を承認する適切な手順の策定を、当該ワーキンググループに義務付けることを提案した。COP/MOP はこの問題の取り扱い方法に関する協議を行い、その協議の結果を COP/MOP2 にて報告するよう要請した。
- COP/MOP は、プレナリーでの議論でこの問題を検討し、適切な行動を決定するよう求められる。

5-4 SBSTA 関連

Item 3・・・気候変動に対する影響、脆弱性、適応に関する 5 ヶ年作業計画

- (背景) COP は、COP11 において気候変動に対する影響、脆弱性、適応に関する 5 ヶ年作業計画を採択し (COP 決議 2/CP.11)、SBSTA がリソースの活用を前提として同作業計画の実施を調整するよう要請した。SBSTA24 では、SBSTA 5 ヶ年作業計画の活動リスト案の詳細を練るために 06 年 3 月にウィーンで締約国代表が参加した非公式会合での報告書を検討した。さらに COP 決議 2/CP.11 で規定された作業計画の追加活動とモダリティについても検討した。
- SBSTA は、SBSTA28 までの期間に実施する SBSTA 5 ヶ年作業計画の活動内容検討作業を完了する。

Item 4・・・技術の開発と移転

- (背景) COP12 では、技術移転に関する専門家グループ (EGTT) の現状および今後の状況も含め、EGTT の作業進捗および委託条件について見直す。
- COP は COP6/CP.10 により、事務局が締約国や国際金融機関、民間部門およびその他の利害関係者による上級レベル円卓会議を SBSTA25 で開催し、本件ならびに過去の経験や教訓、環境と調和した技術やノウハウの開発・展開・普及・移転に関する短期・中長期的な国際技術協力やパートナーシップ戦略などに関する協議や意見交換を行うよう養成した。円卓会議は第 2 週に開催する。
- SBSTA は、COP12 での決議案採択の勧告を目指し、技術移転枠組みの実施強化に向けて可能な活動内容や EGTT の見直しに関する締約国の見解について検討する。また、同会合のために作成された文書について留意し、そこから派生する今後の更なる活動についての決定が望まれる。

Item 5・・・途上国の森林減少による排出量の減少

- (背景) 本件に関するワークショップは 2006 年 8 月 30 日から 9 月 1 日にローマで開催し、科学的・社会経済的・技術的・方法論的な問題ならびに政策アプローチや積極的なインセンティブなどを含めた途上国の森林減少による排出量の減少に関する局面を検討した。さらに、SBSTA24 では、追加資金の状況に応じて SBSTA25 の結論書ができるまでの間、SBSTA26

の前に上記の件に関する第2回ワークショップを計画するよう要請した。

➤ SBSTA は以下の活動を行う。

- a) ワークショップの成果ならびに締約国からの意見を考慮しつつ、関連する問題の検討ならびに政策アプローチや積極的なインセンティブを含めた情報と経験の共有を続ける。
- b) 上記の件に関する第2回ワークショップの必要性を検討し、適切な場合はその範囲を決定する。

Item 6・・・研究および系統的観測

➤ SBSTA は、提供された情報を検討し、UNFCCC の地球変動観測システム (GCOS) 実施計画の実施に向けた進歩を促すための更なる活動は何か特定し、地域別ワークショップ・プログラムのフォローアップならびに報告ガイドラインの改定案について検討することを求められる。

Item 7・・・UNFCCC に基づく手法問題

(a) 国際航空・海上輸送用燃料からの排出量

- (背景) SBSTA24 では、SBSTA25 で本件の検討を継続することで合意した。
- SBSTA はこれまでの SBSTA 会合での意見交換を考慮しつつ、上記の問題に関する合意点が見出せるか決定する。

(b) 温室効果ガス・インベントリ (GHG) にかかわる諸問題

<UNFCCC 附属書 I 国の温室効果ガスインベントリの技術見直し (テクニカルレビュー) および専門化名簿更新に関する年次報告書>

- (背景) SBSTA24 では、事務局に対し、SBSTA で検討するため、インベントリ見直し活動に関する年次報告書作成の継続を要請するとともに、こうした報告書に専門化名簿の更新作業に関する進捗状況などの情報を盛り込むよう求めた。
- SBSTA は、適宜見直し活動に関する追加ガイダンスの提供を目指して、提供された情報を検討することが求められる。

<年次インベントリに関する最新の UNFCCC 報告ガイドライン>

- (背景) COP は、SBSTA25 を前に、年次インベントリに関する最新の UNFCCC 報告ガイドラインに含まれる文書を作成するよう要請した。
- SBSTA は、年次インベントリに関する最新の UNFCCC 報告ガイドラインに含まれる文書に留意し、締約国は国別報告書作成時にこの最新文書を活用する。

Item 8・・・京都議定書に基づく手法問題

(a) HFC-23 破壊による CERs 獲得を目的とした新規 HCFC-22 生産施設の建設による影響

- (背景) COP は、CDM 理事会と連携しながら、COP/MOP1 で特にモントリオール議定書における、目的達成のための CDM に基づくプロジェクト活動の実施の意味合いに関する勧告を行うよう SBSTA に要請した。これは特に、HFC-23 破壊による CERs 獲得を目指すプロジェクト参加者による新規 HCFC-22 生産施設の建設という問題に関わるものである。新規 HCFC-22 生産施設での HFC-23 の破壊による CERs 発行が、CERs 発行がない場合以上に HCFC-22 および HFC-23 の世界的な増産につながる可能性があり、CDM がそうした増産を招いてはならないことを認識した。

- SBSTA は COP/MOP2 での採択に向けた CDM 理事会に対するガイダンスを含む決議案作成を目指し、締約国、認可オブザーバー、および関連する政府間組織からのインプットを検討する。

(b) 温室効果ガス・インベントリ (GHG) にかかわる諸問題

＜京都議定書 8 条に基づく査読専門家のための教育訓練プログラム＞

- (背景) COP/MOP は SBSTA24 で、京都議定書 8 条に基づく初期のレビューに参加する専門家査読チームのメンバーのための教育訓練プログラムの成果を、今後の発展と実施に関して COP/MOP に勧告する目的で、評価するよう SBSTA に要請した。また、事務局には同プログラムの報告書の提出を求めた。SBSTA24 は、教育訓練プログラムに関する事務局の口頭発表に留意し、この実施の進捗状況については SBSTA に報告をかえすよう事務局に要請した。
- SBSTA は、事務局作成の報告書に留意し、適宜追加ガイダンスを提供する。

Item 11・・・進捗報告書

＜パイロット・フェーズとしての共同実施活動＞

- SBSTA は、試験段階の AIJ に関する第 7 次統合報告書を検討し、適切な行動に関する合意を行う。

＜CO2 回収・貯留 (CCS) に関する会期中ワークショップ＞

- (背景) SBSTA23 は、SBSTA24 で CCS に関する会期中ワークショップを事務局が主催するよう要請し、議長には SBSTA25 で検討するためにワークショップ報告書を作成するよう要請した。会期中ワークショップは 06 年 5 月 20 日に開催された。
- SBSTA は同ワークショップ報告書に留意し、今後の CCS 関連の適切な活動についてガイダンスを提供する。

5-5 SBI 関連

Item 3・・・条約附属書 I 国の国別報告書

(a) 京都議定書 3 条 2 項に基づく進展を実証する報告書のまとめ

- SBI は、COP/MOP2 において採択されるべき決定書草案を提案するとの観点から、統合報告書に含まれる情報の検討を終了するよう求められる。また、第四次国別報告書の提出状況および京都議定書の下での進展を字一笑する報告書も検討の対象とする。

Item 4・・・条約非附属書 I 国の国別報告書

(a) 条約非附属書 I 国の国別報告書に関する専門化諮問グループの作業

- SBI は条約非附属書 I 国の国別報告書に関する専門家諮問グループの活動についての進展報告書を検討し、当該報告書にある提案を行うよう求められる。

Item 5・・・資金メカニズム

(a) 特別気候変動基金

- (背景) COP12 において、特別気候変動基金の運営に関する提案を最終決定するとの観点に立ち、SBI25 でも SBI22 で提出された草案文書に基づいて、この問題に関する検討を続けることを決定した。

- SBI は、この問題についてさらに検討を重ね、COP12 で採択されるべき決定書草案を提案することが求められる。

(b) 資金メカニズムの第三次レビュー

- (背景) SBI21 で資金メカニズムの第三次レビューを開始し、適切な措置をとった。また、SBI24 において当該レビューでの検討で進展を見せ、文章案を作成した。
- SBI は、COP12 で採択されるべき決定書草案を提案するため、上記文章案に基づき、この問題に関する協議を続けるよう求められる。

Item 6・・・資金メカニズム (京都議定書) : 適応基金

- (背景) 条約の資金メカニズムの運用を委託された組織に対し、適応基金の運用についての初期のガイダンスを採択し、適応基金は COP/MOP のガイダンスの下で機能することとし、また COP/MOP に対して責任を有することを決定した。さらに COP/MOP は、適応基金の運用についての方針、プログラムの優先順位、適格性基準に関する追加のガイダンスを COP/MOP2 において採択するものと決定した。
- (背景) SBI は SBI24 にて、適応基金の検討で進展を見、適応基金に関する決定書草案に含める可能性がある要素を入れたまとめの文書を作成した。
- SBI は、COP/MOP2 において、COP/MOP が採択すべき決定書草案を提案することを念頭に、上記のまとめの文書に基づき、また書く組織からの反応に則り、この問題の協議を続けるよう求められる。

Item 10・・・条約の下でのキャパシティビルディング

- SBI は、途上国でのキャパシティビルディングのための枠組み実施における進展状況を監視する方法について、COP12 での採択を目指し、決定書草案を提案することを念頭に、以下の文書を検討するよう求められる。
 - ・ 決定書 2/CP.7 に則ったキャパシティビルディング向上枠組みの実施活動に関する報告
 - ・ キャパシティビルディングの実績指標策定に関する地球環境ファシリティーでの進展についての報告・キャパシティビルディング活動の監視において取られるべき方法についての統合報告書
 - ・ キャパシティビルディング活動の敵的な監視のため取られる方法についての意見

Item 11・・・京都議定書の下でのキャパシティビルディング

- キャパシティビルディングの枠組みが京都議定書の実施においても適用される。SBI は、以下の文書を検討し、行うべき行動に関して合意するよう求められる。
 - ・ 決定書 2/CP.7 に規定するキャパシティビルディングの枠組み実施活動に関する報告
 - ・ キャパシティビルディングの実績指標策定に関する地球環境ファシリティーでの進展についての報告

5-6 AWG 関連

Item 3・・・附属書 I 国のさらなる約束とその機関

- (背景) AWG I は、附属書 I 国のさらなる約束およびその期間についての合意を目指し、AGW

として迅速に取り組むことを再確認した。AWG は、事務局に対し、議長との協議の上、また締約国が表明した見解を考慮に入れ、関連情報の交換および発表の場として会期中ワークショップを開催するよう求めた。ワークショップでは、AWG 関連作業に関する IPCC のプレゼン、AWG1 の決定書にまとめられた幅広いテーマやさらなる排出削減量や削減目標の決定方法について締約国からのプレゼンなどが行われる予定。AWG が取りまとめたテーマは下記のとおり。

A) GHG 大気中濃度安定化シナリオおよびシナリオの持つ意味合いを含め、附属書 I 国のさらなる約束を決定する科学的根拠に関する附属書 I 国の作業

B) 附属書 I 国の排出トレンド、各国ごとに異なる状況の下での政策や技術の持つ緩和ポテンシャル

- 会期中ワークショップに寄せられた情報および議事内容を考慮し、AWG は附属書 I 国のさらなる約束およびその期間について検討する。

Item 4・・・作業計画と今後の回帰日程

- AWG1 では作業計画について討議され、2007 年の 2 回の会期に会合を開くと決定した。今回 AWG において作業計画と日程の詳細をつめる。

5-7 Dialogue 関連

I. 背景

- Dialogue1 の期間中、以下の 4 つの主要テーマについて締約国が意見交換を行った。
 - (a) 持続可能な方法で開発目標を推進
 - (b) 適応分野への取り組み
 - (c) 技術のポテンシャルの最大活用
 - (d) 市場ベースの機会のポテンシャルの最大活用
- このテーマに取り組むにあたり、締約国は以下のような期待される行動・活動・アプローチに関する見解や情報、アイデアを提供した。
 - (a) 実効性があり適切な国内および国際的な気候変動対策の整備の継続を可能にすること。
 - (b) よりクリーンな技術とインフラの研究・開発・普及 (RD&D) の促進
 - (c) 各国の内情に見合った気候変動の緩和と地域の持続可能な開発を促進させる途上国による自主的取り組みを推進できる環境づくりの支援および提供
 - (d) “イネーブリング環境” の創造や具体的な取り組み、プログラムを通じたよりクリーンで気候にやさしい技術と適応技術への途上国のアクセス推進

III. 今後のワークショップの構成案

<今後のワークショップの中心テーマ>

第 2 回ワークショップ (2006 年 11 月 15-16 日)

- ・ 開発目標の持続可能な前進
- ・ 市場機会ポテンシャルの最大活用の実現

第 3 回ワークショップ (2007 年上半期)

- ・ 適応に関する取り組み
 - ・ 技術ポテンシャルの最大活用の実現
- 第4回ワークショップ（2007年下半期）
- ・ 優先課題および横断的な過大
 - ・ さらなる行動や活動、アプローチのための提案

<ワークショップの概要>

	トピック	インプット
第二回ワークショップ	<p>テーマ分野：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 持続可能な方法で開発目標を推進 ● 市場機会ポテンシャルの最大活用の実現 <p>具体的な取組み：</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 締約国による実効性があり適切な国内のおよび国際的な気候変動対策の整備継続を可能にする ○ 持続可能な開発と関連して、さらなる気候変動の取組みのためのイネープリング環境の支援・提供 ○ 市場機会ポテンシャルを最大限に獲得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 締約国の発表を要請 ● 気候変動の経済学に関するStern Review ● 企業の視点

6. サイドイベント

- 期間中、会場にて条約事務局、各国政府代表団、国際機関、研究機関、環境NGOなどが主催するサイドイベントが多数開催される。
- サイドイベントスケジュールについては、下記を参照。

http://regserver.unfccc.int/seors/reports/events_list.html